

◆移動交番を開設します



○茂原市役所 5月2日㊦ 14時～15時30分まで
 ○フードプラザ・ハヤシ六ツ野店 5月16日㊦ 15時～16時30分まで
 ○アスモ 5月22日㊦ 10時～11時30分まで
 ○茂原公園 5月27日㊦ 10時～11時30分まで
 ＊各種講話、合同パトロール等出張しますので、気軽にご相談ください。
 お問い合わせは、
 茂原警察署地域課
 ☎(22)0110へ。

相談日

■市民相談	執務時間内／場所・問合せ＝生活課(2階) ☎(20)1505
■結婚相談(登録制)	執務時間内／場所・問合せ＝生活課(2階) ☎(20)1505
■無料法律相談(予約制)	5月9日㊦、5月28日㊦ 13時～15時／場所＝市役所5階505会議室／問合せ＝生活課(2階) ☎(20)1505
■交通事故相談(予約不要)	5月24日㊦ 10時～15時／場所＝市役所5階505会議室／問合せ＝生活課(2階) ☎(20)1505
■人権・行政相談	5月14日㊦ 13時～16時／場所＝市役所5階505会議室 5月23日㊦ 13時～16時／場所＝本納公民館／問合せ＝生活課(2階) ☎(20)1505
■消費生活相談	月～金曜日 相談受付時間9時30分～16時(12時～13時までを除く)／場所・問合せ＝市消費生活センター(生活課内) ☎(20)1101
■歯科相談・栄養相談	(要電話予約)5月13日㊦ 10時～12時、13時～16時／場所・問合せ＝保健センター ☎(25)1725
■乳児相談	5月23日㊦(平成24年7月生)／受付＝9時30分～10時、13時30分～14時／保健センター ☎(25)1725
■1歳6か月児の健康診査	5月14日㊦(平成23年11月生)／受付＝13時～13時20分／場所・問合せ＝保健センター ☎(25)1725
■3歳児の健康診査	5月15日㊦(平成21年11月生)／受付＝13時～13時20分／場所・問合せ＝保健センター ☎(25)1725
■なんでも健康相談	月～金曜日 10時～12時、13時～16時／場所・問合せ＝保健センター ☎(25)1725
■もばらっこ 子育て相談(予約制)	①[子育て相談](要予約)6月24日㊦ 10時30分～16時30分／内容＝子育て、発育、発達に関すること／対象＝就学前までの親子②「ことばの相談」(要予約)5月27日㊦、28日㊦ 9時30分～15時／ことばに関すること／対象＝就学前までの親子／場所・問合せ＝保健センター ☎(25)1725
■家庭児童相談 母子相談	執務時間内／内容＝子育て、児童虐待、家庭問題、DV問題など／場所・問合せ＝子育て家庭相談室(2階) ☎(23)5500
■保育相談	月～金曜日 10時～15時／場所・問合せ＝各市立保育所または子育て支援課(2階) ☎(20)1573
■心配ごと相談	毎週水曜日 9時～15時／場所＝総合市民センター／問合せ＝社会福祉協議会 ☎(23)1969
■無料法律相談	5月22日㊦ 13時～16時(要電話予約)／場所＝総合市民センター／問合せ＝社会福祉協議会 ☎(23)1969
■健康相談	毎週火・水・金曜日 13時～16時／場所・問合せ＝総合市民センター ☎(24)9511
■ボランティア相談	毎週金曜日 10時～15時／場所＝総合市民センター／問合せ＝社会福祉協議会 ☎(23)1969
■家庭教育相談	毎週月・火・水・金曜日 9時～17時(月曜日のみ9時～12時)／場所・問合せ＝生涯学習課(9階) ☎(20)1559
■少年相談	執務時間内／場所・問合せ＝青少年指導センター ☎(22)4466
■高齢者総合相談	24時間体制／場所・問合せ＝茂原市在宅介護支援センター 長生共楽園 ☎(22)8866、実恵園 ☎(34)5808、光風荘 ☎(34)9100、しょうじゅの里茂原 ☎(27)1165、真名実恵園 ☎(27)3356、フローラもばら ☎(20)1110、もばら和光苑 ☎(27)1113
■無料法律相談	千葉県では無料法律相談を実施しています。／問合せ＝県総合企画部報道広報課広聴室 ☎043(223)2249
■県民相談	執務時間内／場所・問合せ＝長生地域振興事務所地域振興課 ☎(25)7830
■教育相談	執務時間内／場所・問合せ＝東上総教育事務所相談室 ☎(23)4460
■長生健康福祉センター	こころの健康相談(予約制)／問合せ＝長生健康福祉センター(長生保健所) ☎(22)5167 子どもの発達相談、未熟児健康相談(整形外科的な相談)、療育相談、女性のための健康相談、不妊相談、DV相談(電話、面接)、結核接触者検診、結核管理検診、エイズ検査、肝炎ウイルス検査、骨髄バンクドナー登録受付、腸内細菌検査(検便)などを行っています。／場所・問合せ＝長生健康福祉センター(長生保健所) ☎(22)5167(太字は予約制)
■障害を理由に差別をされたり、つらい思いをしたら相談してください	千葉県障害者条例 長生圏域相談電話番号 ☎(26)1510

市

県